

第5節 防災訓練計画

防災訓練計画

□総務課防災危機管理室
□消防本部 □防災関係機関

【基本方針】

市及び防災関係機関は、基本法第48条及び水防法第32条の2等に基づき、地域防災計画や災害応急対策等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関や団体、避難行動要支援者も含めた地域住民等と連携した各種災害に関する訓練を実施するものとする。

【現況】

本市では、平成20年度に県の防災訓練に併せて総合防災訓練が行なわれたが、以後定期的な防災訓練は行われていない。なお、活動的な自主防災組織においては、津波や水害を想定した避難訓練等が実施されている。

【計画目標】

1. 総合防災訓練

市は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震や津波、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

実施にあたっては、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮するものとする。また、訓練への女性や若年層の積極的な参画を進める。

なお、総合訓練の計画内容は以下のとおりとする。

1) 実施時期

毎年、防災週間等最も効果のある時期に行う。

2) 訓練の種目

- ア. 動員訓練(消防団の動員、居住者の応援)
- イ. 災害による被害状況の把握
- ウ. 救出、救護訓練
- エ. 給水、炊出し訓練
- オ. 避難、立退訓練(危険区域居住者の避難)
- カ. 防疫訓練
- キ. 通信訓練(電話、無線、伝達)

- ク. 輸送訓練(資材、資機材、人員)
- ケ. 消防訓練(初期消火等)
- コ. 水防訓練
- サ. 観測(水位、雨量等)、樋門等操作訓練
- シ. 工法訓練(各水防工法)
- ス. その他

《 総合防災訓練計画例 》	
実施時期	原則として防災週間
参加機関	市、消防本部、消防団 自治会、自主防災組織、その他関係機関
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> a. 気象情報の伝達 b. 災害・被害情報の収集伝達 c. 災害広報活動 d. 関係機関の召集・動員 e. 通信連絡活動 f. 水防工法訓練 g. 救出・救護活動 h. 車両動員 i. 資機材の輸送 j. 給食・給水活動 k. 自衛隊派遣要領

2 各種訓練

(1) 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練の実施について検討する。なお、訓練の実施要領は以下のとおりとする。

- 1) 市及び関係機関の各課等は、応急対策の流れ、情報連絡系統(連絡窓口)等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。
- 2) 訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング(個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練)、課単位での図上演習、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上演習等種々考えられる。
- 3) 市は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、図上演習を実施する。また、地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上演習についても取り組みを行う。

(2) 職員動員訓練

市は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練の実施について検討する。

(3) 非常通信訓練

市及び関係機関は、災害時において有線通信系が不通となり、または利用することが著しく困難な場合を想定して、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練の実施について検討する。なお、東日本大震災の災害教訓から防災行政無線の不通時に情報錯綜や避難時の混乱（パニック）が多く報告されたことなども踏まえつつ、非常通信訓練とあわせた代替方法による災害情報伝達訓練を携帯電話やスマートフォンその他の通信手段を用いて試行するように努める。

(4) 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

実施時期	火災予防週間ほか随時
参加機関	市、消防本部、消防団、その他関係機関
訓練項目	<ul style="list-style-type: none"> a. 消防機械器具操法訓練 b. 機械運用及び放水演習 c. 操縦訓練 d. 通信連絡訓練 e. 非常召集訓練 f. 出動訓練 g. 人命救助訓練 h. 飛び火警戒訓練 i. 破壊消防訓練 j. 林野火災防御訓練 k. 車両火災防御訓練 l. 危険物等特殊火災防御訓練 m. 自衛消防教育訓練 n. 災害応急対策訓練

(5) 水防訓練・演習

市及び水防管理団体は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防警報及び洪水予報等の情報伝達、海面監視、防潮扉等操作、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施する。

実施時期	出水期前
実施場所	危険箇所等洪水のおそれのある地域
参加機関	市、消防本部、消防団、その他関係機関
訓練項目	a. 観測訓練 b. 通信訓練 c. 動員訓練 d. 輸送訓練 e. 工法訓練 f. 樋門訓練 g. 避難訓練 h. 炊出訓練 i. 救助訓練

(6) 避難救助訓練

- 1) 災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、行政区や地区町内会、自主防災組織等を中心とした避難救助訓練、水防、消防等の救出活動と複合で、または単独で実施する。
- 2) 職員の防災研修並びに警戒巡視員及び避難誘導員の教育訓練
防災専門知識の教育及び訓練を実施し、防災技術の習得に努める。
- 3) 危険区域毎の住民に対する避難訓練の実施
地域の実情に応じて、夜間を想定した避難訓練も行う。

実施時期	随時
参加機関	市、消防本部、消防団 行政区、自主防災組織、その他関係機関
訓練項目	a. 情報連絡訓練 b. 避難所開設訓練 c. 要介護者避難訓練 d. 避難誘導訓練 e. 救出、救護訓練 f. 給食、給水訓練 g. 初期消火、水防訓練

(7) 医療救護訓練

- 1) 災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するよう、実践に即した訓練等の実施について検討する。
- 2) 訓練実施の場合、具体的災害設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集や要請・指令に基づく医療救護部隊の緊急出動、傷病度合による選別等や症例に応じた応急医療・広域搬送など、机上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練を計画する。
- 3) 各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練の実施に努める。

(8) 学校避難訓練

各学校は、おおむね次の方法によって避難訓練を実施する。

- 1) 災害態様や被害の形態等については、県や市防災アセスメント調査成果を踏まえつつ想定する。また発生時間も登校時、在校時、下校時、休日等と複数を想定するなどし、これに対応する避難訓練（休日においては緊急避難者の受入れ対応も加える）を検討する。
- 2) 想定される被害について、学期始め、災害多発時、防火週間中等に年1回以上の避難訓練を実施する。
- 3) 避難訓練に際しては、関係機関の協力を得て実施し、児童、生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。
- 4) 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ各学校において立地条件その他を勘案のうえ定める。

3. 住民の訓練

市及び防災関係機関は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、避難行動要支援者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

- 1) 出火防止訓練
- 2) 初期消火訓練
- 3) 避難訓練
- 4) 応急救護訓練
- 5) 災害図上訓練
- 6) その他の地域の特性に応じた必要な訓練

4. 防災訓練に際しての留意点等

市は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

さらに、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

5. 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を地域防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用するものとする。